

第2回健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー
指定管理者候補者選定委員会 議事録

1 開催日時

令和元年（2019年）5月9日（木）午後4時30分から午後6時12分まで

2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席委員 4名

渡邊 智山委員、山本 壱弥委員、加我 宏之委員、大川 雅子委員

4 欠席委員 1名

林口 浩士委員

5 市出席者 15名

<健康医療部（北大阪健康医療都市推進室）>

舟津 謙一健康医療審議監、岡松 道哉室長、吉村 恵参事、黒木 隆介主査、
川上 彩加係員

<土木部（公園みどり室）>

松本 利久部長、真壁 賢治次長、曾谷 博之室長、横井 亨参事、
染川 敬市主幹、水谷 球士主任

<地域教育部（中央図書館）>

木戸 誠部長、長 八七代館長、林野 優子参事、三和 佳恵主査

6 内容

(1) 指定管理者募集要項案について

(2) その他

7 議事の概要

別紙のとおり

(別紙)

第2回健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー
指定管理者候補者選定委員会 議事概要

(1) 指定管理者募集要項案について

委員長： まずは募集要項及び管理運営仕様書、特記仕様書について説明を受け、意見を出し合いたいと思います。

事務局： (資料説明)

委員長： 募集要項、付属資料に関しましては、来週には公表するとのことで、本資料の審議は本日が最後になります。忌憚のない御意見等を皆様から頂戴できればと思います。

図面のデータをCD-Rでこちらから提示されるということですが、そのあと、このCD-Rを回収される予定はあるのでしょうか。保安上に問題があるのではないかと感じましたので。

事務局： 今のところ、回収は予定しておりません。

委員長： 特段、問題とは考えていないのですね。

事務局： 資料4の様式集に「資料等交付申請書」を用意しております。図面等のデータを必要とされる場合は、この申請書を出していただく形になりますが、この中に、「本資料については当該公募の書類作成にのみに使用し、他の用途には使用しません。」と記載しており、この約束のもとで使用していただいておりますので、適正に取り扱っていただけるものと考えております。

委員： それに関連して。お渡しする図面はどの程度の精度になりますか。公園の図面は500分の1ぐらいの精度ですけど、健都ライブラリーの図面は、もしかするともう少し精度の高いものになるのでしょうか。

事務局： 具体的な精度についてすぐにお答えできませんが、健都ライブラリー建設工事において公表しております工事図面を提供する形で考えております。

委員： 指定管理の業務に携わっておりますと、通常の場合このようにデジタルで提供するのですが、今後のテロ対策、防犯対策ということで考えると、安易に渡してしまっていて、その後の管理がちょっとおろそかになっている。日本全体がそういう状況になっていると思うのですが。その辺りを考えたほうがよいかもしれません。その辺の危機管理は意識をしたほうがよいです。日本では、地図情報は国土地理院も含め安易に分かるようになっていますが、これからの時代、防犯上危険ではないかと思っています。他国を研究するときに非常に困るのが、地図情報が手に入らないということが現状です。

事務局： 取り扱いについては検討させていただきます。

委員： 特記仕様書のイ「公園利用に関する業務仕様書」2番、ライブラリーが竣工するまでの間の利用者からの相談や問い合わせについてはこれでよいと思うのですが、こういうことを想定して、指定管理者は4月から6月の間は、どのような場所でされると想定されるのですか。

事務局： 想定としては、法人の事業所でも結構ですので、遠隔でも何らかの対応ができる体制をきちんと設けていただきたいと思いますと思っており、必ずしも仮設の事業所を設けることまでは求めない予定です。公園内に問合せ先などをお示しいただいて、利用者から公園利用に関する相談などがある場合には、きちんと連絡が取れるような体制を設けていただきたいと思いますと考えております。

委員： 芝生管理をしていただいている方々との連絡調整も含め電話、ファクシミリ、インターネットだけでなく対面で対応することも想定されるということですね。

事務局： そうです。

委員： 特記仕様書で、オの「植栽維持管理業務仕様書」、それからイの「公園利用に関する業務仕様書」、こちらに制限行為の許可等に関する業務、公園利用の禁止又は制限に関する業務等々あるのですが、これは、今回の健都レールサイド公園の指定管理者募集用に新たに作られたものでしょうか。それとも、こういう業務仕様書が既にあって、そこから作られたものですか。

事務局： 普段使っているものを準用しております。

委員： 準用されているということですね。それから、「植栽維持管理業務仕様書」に樹木の維持管理のところで高木、中木、低木について書かれていますが、地被類については除草で対応するという事によろしかったですか。

事務局： そう考えております。

委員： 現場を見学させていただいた時に、無かったと認識していますが、花卉（かき）類、花壇などは想定しなくてよいですか。

事務局： はい。

委員： 分かりました。すべて網羅されているということですね。

委員： 募集要項 20 ページの提出書類一覧に、「法人等の直近 3 事業年度の収支決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳等）及び事業報告書」と書いていますが、他の指定管理者募集のときもこれだけなのですか。法人税の別表までは求めているのですか。納税証明である程度、税額が見えると思いますが、もし欠損があれば、9 年くらい繰り越しもできるので、その辺りとかも見たほうがよいのかなと。他の指定管理者募集ではそこまでは要求してないのかと思ったのですが。貸借と財政基盤がしっかりしている会社だと分かればそれでよいのでしょうか。法人税の別表まで付けてしまったら、結構な量にはなるのですが。

事務局： 他の指定管理の募集要項等を参考に記載しておりますが、これだけでは十分ではないということであれば、後ほど御相談のうえ、書き加えさせていただければと思います。

委員長： 管理運営仕様書に関して、文言で気になったところを数点。アンダーラインが修正箇所とのことですが、例えば、2 ページ上段に、「また、指定管理者は、I o T を活用した講座やイベント」とありますが、「ライブラリーや I o T を活用した講座のイベント」としてはいかがでしょうか。図書館の機能を使えるのかどうか。使ってほしいなら加えるべきと思いました。こちらについては、17 ページの自主事業に関する業務においても、中段にも同様の文章がありますので、ぜひとも合わせて検討をお願いしたいと考えております。

次に、3 ページ（2）利用促進事業の中で、「健康増進事業による講座やプログラムと合わせて年間 240 回以上」という数字がありますが、これはほぼ毎日という認識でよろしいでしょうか。イベントプログラムが毎日行われるというのは、少し回数が多いようにも感じました。

次に、4ページの「2 公園及びライブラリーの窓口等の運営に関する業務」の中に、「図書館利用に関する業務等」という業務名称があります。これは資料全体に通じることですが、「図書館」と「ライブラリー」という言葉の整合性といえますか、「図書館」と「ライブラリー」という言葉を書き分けなければいけないのか。あるいは、機能は一緒なのだから、文言を統一して記載したほうが、混乱が少ないのか、その辺が少し気になったところです。

事務局： 一点目の御指摘ですが、2ページの健康増進及び利用促進等に関する業務の冒頭リード文にも、「公園、ライブラリーを一体的に活用し、以下の事業を実施してください」と書いており、ライブラリー、IoTを活用した講座、イベントは、是非実施していただきたいと思っております。

二点目に、年間240回の実施回数について、御指摘のとおり、ほぼ毎日というような形になると思いますが、これは、利用者がライブラリーや公園に来られたら、いつも何かやっている、そういった場になればと思っておりますので、月20回程度、年間240回を最低ラインとしております。実際には、30分、1時間くらいのミニ講座から、2時間程度の長時間のものも含めて、回数にカウントしていただければと思います。より多くの回数を御提案いただいているものは、その分評価いただければと思います。

三点目の「図書館」と「ライブラリー」の言葉の使い分けについてですが、「ライブラリー」というのは、多目的室、会議・交流室、カフェスペース等を含めた建物全体を、「図書館」と記載しているのは、従来どおりの図書館機能、閲覧室など、資料を使ったスペースを指しております、これらはそれぞれ開館時間も異なります。御指摘のとおり、一目見ただけでは違いが分かりにくい、ということであれば、言葉の意味の違いをどこかで書き加えるべきかと思っておりますので、検討させていただきます。

委員長： 関連してもう一点。管理運営仕様書17ページに0系新幹線の記述がありますが、「吹田市の歴史や資料を展示する「すいたメモリアルコーナー」のスペースとして活用する予定」、とのことで、細かいですが、「スペースとしても活用する予定」という表現したほうが、用途も固定化されなくてよいのではと思います。そのほうが、柔軟性を持って管理運営ができるのではないかと思います。

委員： 当日配付資料1を見ますと、管理運営仕様書の最終ページの別表3の1番目、「施設運営のうち、以下の業務」で、「企画調整、健康増進及び利用促進事業実施」となっていますが、以前、記載のあった「利用指導、健康づくり等に係る相談受付」という項目は無くなるということによかったですか。

事務局： 「健康増進及び利用促進事業」が指定管理者の業務と分かる項目が表の中にござ
いませんでしたので、今回追加させていただいたものです。「相談受付等」について
はこれに含まれているものと考えています。

委員： 各種のプログラムのうち、健康増進や利用促進に係る各種のプログラムとともに、
健康相談・応援業務も含めて、と考えたらよろしいですか。

事務局： そのとおりです。

委員： 同じく別表3で3番目のところ、「低中高木に係る剪定」にアンダーラインが引か
れていますが、今回修正された部分は、従来はどういう文言でしたでしょうか。

事務局： もともとは「除草、剪定」という記載でした。

委員： 「除草、剪定」になっていたものを、「剪定」だけにされたということですか。

事務局： そのとおりです。

委員： 植物の維持管理業務の仕様書等を拝見しますと、確かに、剪定は主たる業務であ
ろうかと思いますが、枯死や危険木の撤去などは、維持管理として取り組んでいた
だくことが重要だと思しますので、ここは「低中木に係る維持管理業務」と記載い
ただいたほうがよいと思しますので、御検討いただければと思います。

事務局： 検討させていただきます。

委員長： 続いて、残りの資料の説明と、それに対する議論へ進みたいと思います。選定基
準における評価項目及び配点についての説明をよろしく願いいたします。

事務局： （資料説明）

委員長： 委員の皆様からの忌憚のない御意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょう
か。

委員： 評価点の考え方について、例えば、10点の項目であれば「ふつう」が6点とのこ
とですが、これは委員間でコンセンサスを取ったりするのでしょうか。どうしても
最初にプレゼンをされた団体が評価の基準になってしまうように思うのですが。

事務局： 第3回の選定委員会では、プレゼンテーション審査の前に、各委員からチェックポイントを出していただくような形になるかと思えます。そのうえで、各委員において御判断いただくものと思っています。

委員： どれくらいの提案内容であれば「ふつう」なのか、程度がイメージしにくいのですが。

事務局： 基本的に、項目ごとによいのか悪いのかを御判断いただこうと思っていますので、5点満点であれば、「ふつう」に該当する3点を設けておりません。自主事業についても、当初は6点を選択肢に含んでおりませんでした。評価点が10点満点であるため、8点と4点では非常に開きが大きくなるだろうということで、「ふつう」として6点を加えております。例えば、プレゼンテーション前の意見交換において、健康増進事業であればこういう内容が含まれていれば優れている、という御示唆をいただいた場合に、そのような内容が提案には含まれてはいないが、全体を通して悪い提案ではないので「ふつう」と判断いただくことになるかと。なるべく、よいか悪いかで御判断いただければと思います。

委員： 「よい」か「とてもよい」かというのは、これも個人な判断になるのでしょうか。

事務局： 各委員の専門的なコメントをお聞きいただいたうえで、最終的には各委員において評価いただくことになるかと思えます。

委員： 全部の提案団体の提案が優れていると判断した場合、すべてに10点を付けることも可能でしょうか。それともある程度差を付けなければならないのでしょうか。

事務局： 基本的には絶対評価で採点いただければと思います。どちらも甲乙つけがたい優れた提案だということであれば、双方10点が付くことも考えられますので、そういう場合に一方の団体を無理やり8点にしなければならないものではありません。

委員長： 評価項目が細かく多岐に分かれており、すべてを採点するとなると、かなりの時間がかかると思います。提案書類の内容と当日のプレゼンテーションの内容による総合評価だと思いますが、前もって書類が届くように御配慮いただけると助かります。プレゼンテーションで評価は大きく変わらないかもしれませんが、そこでしか分からない内容もあるかと思えますので、私は加点という視点で見させていただこうと思っています。じっくり考える項目もありますので、書類を早めに送付いただけるようお願いいたします。

事務局： スケジュールでは、8月末までを提案書類の受付期間としており、その後、第3回の選定委員会を9月中旬頃に予定しています。各委員の皆様へはできるだけ早く資料をお届けするようにいたします。

委員長： 今のスケジュールであれば、提案書類を事前に読むことができる期間はどれくらい確保されますか。

事務局： 10日程度かと思います。選定委員会までに提案書類に目を通していただき、ある程度評価点を想定いただいたうえでプレゼンテーション審査当日に臨んでいただければと思います。委員： 評価において、「ふつう」というのは、想定されている水準が担保されているということで、提案内容に不備が認められる場合は「やや悪い」又は「悪い」となり、逆に想定されている水準以上の優れた提案であった場合は「よい」や「とてもよい」となるのですよね。この5段階を意識しながら、全項目を評価することになると思います。他市の例では、すべてを5段階にして評価する場合もあり、その場合、2点満点や3点満点の項目については小数点が出てくるのですが、そのほうが分かりやすいかもしれません。本日の配付資料で評価点の考え方が示されていますので、その考え方に沿って採点していただければと思います。

もう一点、「提案がない」場合を0点としていますが、過去に私が選定に携わったケースでは、提案があるものの、その内容が最低レベルにも達していない、というケースもありました。失格の決め方については、5人全員が0点を付けることはまず無いと思いますので、誰かが1人でも0点を付ければ失格とするのか。誰かが0点を付けた段階で、要注意として、委員会内で確認したり、プレゼンテーションの際に確認したりするのがよいと思います。そのうえで最終的に提案がないものとみなされた場合には、失格としても問題ないと思うのですが、一人でも0点を付ければ失格とするのは少し厳しいのかなと思います。

事務局： 御指摘のとおり、失格になるのは、委員の皆様のご総意でもって決まるものと考えますので、0点を付けた方がおられる際には協議していただき、失格とするかどうかを決めていただく、という方法もあるかと思っておりますので、検討させていただきます。

委員： 合計点数が一番高い団体が指定管理者候補者に選定されるのですよね。同点となった場合にはどうなりますか。

事務局： 募集要項の23ページ下段において、「評価点を足し合わせた合計点数が最も高い応募者を指定管理者候補者とします。ただし、最高得点を取得した者が2者以上ある場合は提案金額が最低の者を指定管理者候補者とし、提案金額も同額の場合は委

員の投票により決定するものとします。」とお示ししています。

委員： 募集要項に書かれている選定方法自体に異論ありませんが、提案団体の評価点が拮抗する場合も想定されますし、評価点は同数でも、公園管理、図書館管理、健康増進事業の各分野の強弱が出ることも考えられますので、単純に合計点が高いところだけで決めてしまってよいのかという心配もあります。他市の例では、採点後に評価委員会を開いて、最高得点を獲得した提案団体が妥当なのかどうかを議論し、その議論を踏まえて、委員会として最高得点者を確認するというケースが多いです。選定委員会として採点結果をもとに、この団体でよいですねということを確認できる場があったほうがよいと思います。

事務局： 現在の募集要項では、1点差であろうと最高得点であれば指定管理者候補者として選定されることとなりますが、他市では、採点結果に疑義が生じた場合はその場で意見交換して、その結果、逆転する場合もあるのでしょうか。

委員： 他市ではそういう場合もあります。採点後に集計結果を提示いただいて、意見交換を行ったうえで最終的に委員会として採点結果を確定させるというものですので、募集要項の内容に関係するものではありません。

事務局： 基本的にこういった選定の場合では、集計結果をお見せして確認いただく場は設けさせていただいています。

委員長： では、委員会として結果を確認する場を設けるということで、当日のスケジュールを調整いただければと思います。

委員： モニタリング評価シートの評価項目についてですが、裏面の「2 管理運営内容／(2) 維持管理／イ 施設の清掃や衛生管理を適切に行っている」の中に、チェックポイントとして植栽の剪定に関する記載がありますが、他に入っているところはありますか。確かに、施設の清掃や衛生管理の延長上に当たるのかもしれませんが、植栽に関する項目は、「評価基準」として別に項目を設けていただき評価したほうがよいのではないのでしょうか。記載内容についても、「植栽の剪定」と書かれていますが、育成も含めて「植栽の維持管理」といった内容にさせていただいたほうがよいかと思しますので、御検討いただければと思います。

それから、プレゼンテーション審査についての確認ですが、これは何団体の応募があることを想定しているのでしょうか。例えば10団体の応募があった場合も、すべてプレゼンテーション審査を実施するというのでしょうか。

事務局： 参加要件を満たしていればプレゼンテーションに参加できることとなっておりますので、非常に多くの応募があった場合には、プレゼンテーション審査が一日で終わらないこともあり得るかと思えます。7月に参加意向表明書を提出いただきますので、その時点で、参加意向表明団体が非常に多い場合には、日程調整させていただきます。

確認ですが、一点目に、先ほどの評価の話で、採点後に確認の場を設けるという話がありました。審査の冒頭にチェックの視点を各委員から述べていただき、そのうえで評価項目に沿って各委員の御判断で評価を付けていただきますので、合議の場で調整するのではなく、あくまで点数が非常に近い場合などにチェックを行う場であると認識いただければと思います。

二点目に、0点の評価の考え方について。委員の御発言のように、これは記載自体がないという場合だけでなく、内容が最低水準にも達していない場合に関しても、提案がないものとして扱って構わないということで、確認させていただきます。

三点目に、失格について。例えば、「施設及び設備の適切な維持管理等」に関する項目であれば、公園、ライブラリーに関する項目が5点ずつありますが、いずれか一項目でも0点であれば失格ということですが、実際に失格とするかについては、委員会で確認いただくということによろしいですね。

委員： 厳しいようですが、失格要件は設けておくほうがよいと思います。指定管理料も安価で健康増進及び利用促進等に関する業務は華々しく書かれていながら、公共サービスとしての不安があるような提案がなされた場合には、失格にできるようにしておいたほうがよいと思います。

事務局： 失格の要件は、対外的にもしっかりと示しておく必要があるかと思えます。単に選定委員会で合議のうえ失格とするのでは客観的ではないですし、事業者も納得されないと思いますので、記載の仕方については検討させていただきます。

委員長： 仕様書や評価項目の中でも「十分に」といった表現が見受けられますが、この捉え方は、評価をする際にも差が出る部分だと思っています。例えば、管理運営仕様書11ページの清掃業務でも「便所は利用者が不快感を持たないよう、大便器、小便器、足元、壁、手洗い場等を十分に清掃する」とありますが、公共施設によっては、きちんと清掃がされていないと感ずる場合もありますので、この辺り、事務局としてどう考えているか、参考にお聞かせいただければと思います。

事務局： 評価については委員の主観によるところもあるかと思えます。その中で、例えば事業の実施回数が多いとか、人員体制が充実しているとか、そういった優れたポイントが提案書類の中で何らか読み取れるのであれば、期待値も含め高い評価を付け

ていただければと思っています。

管理運営方針については、御覧のとおり複雑で多岐に亘っていますので、提案内容を御覧いただくなかで、足りないと感じるものもあれば1点や2点を付けていただき、逆に、これがあればよいというものが要素として見えるのであれば一定以上の評価を付けていただければと思います。

委員長： 募集要項は来週公表予定とのことですが、本日の委員会での御意見を受け、公表までに修正等が生じた場合には、事務局と調整しつつ最終的には委員長に一任いただくことで、公表準備を進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

委員長： それでは、そのようにさせていただきます。

(2) その他

事務局： 今後のスケジュールですが、募集要項等につきましては、委員長と御相談のうえ募集要項案や選定基準、配点等を決定し、5月16日(木)に公表を予定しております。公表後、事業者説明会や質問、参加表明、申請書の提出を経て、9月中旬に第3回選定委員会を開催いたします。なお、本日の資料につきましては、公表まで御留意いただきますようお願いいたします。

委員長： 最後に、各委員の皆さんから何かございますか。無ければこれをもちまして本日の会議を終了させていただきます。長時間に亘りありがとうございました。

事務局： ありがとうございました。

(閉会)